e)　1660-1660.5MHzの周波数帯における移動衛星業務と電波天文業務との間の共用に関連する以前のITU-R勧告は、特に、分離距離の決定のために使用される伝搬モデル及び仮定について、更なる研究が必要であることに留意していること。

f)　ITU-R勧告M.1316は、1610.6-1613.8MHz及び1660-1660.5MHzの周波数帯における移動地球局と電波天文局との間の調整を促進するために使用される可能性があること。

g)　考慮事項f)で述べた勧告の使用に関して、現在まで経験が得られていないこと。

h)　電波天文業務に対する有害な混信のしきい値は、ITU-R勧告RA.769に定められていること。

以下を決議し、

将来の権限ある会議がITU-R勧告M.1316及び他の関連するITU-R勧告の使用に関して得られた経験に基づき、1610.6-1613.8MHz及び1660-1660.5MHzの周波数帯における移動衛星業務（MSS）と電波天文業務との間の周波数共用を評価するものとすること。

以下をITU-Rに要請し、

将来の会議に対して、移動衛星業務と電波天文業務との間の共用の促進を目的とした勧告の有効性の評価の研究を継続すること。

以下を無線通信局長に指示し、

将来の権限のある会議への無線通信局長のレポートの中に研究結果を提供すること。

以下を主管庁に要請する。

この評価に積極的に参加すること。

改　決議第145（WRC-12、改）　固定業務における高高度プラットフォーム局（HAPS）による27.9-28.2GHzの周波数帯及び31-31.3GHzの周波数帯の使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WRC-97は成層圏中継器としても知られている高高度プラットフォーム局（HAPS）の47.2-47.5GHzの周波数帯及び47.9-48.2GHzの周波数帯における固定業務の分配の2×300MHzの部分での運用規定を制定したこと。

b)　第4.23号は、HAPSへの送信又はHAPSからの送信が第５条に特定する周波数帯に限られることを規定していること。

c)　WRC-2000において、第三地域の複数国及び第一地域の１か国が、それらの国々で47GHzの周波数帯において生ずる過度の降雨減衰のためにHAPS用により低い周波数帯が必要であることを表明したこと。

d)　本会議において第二地域の幾つかの国もまた、考慮事項a)で言及した周波数帯よりも低い周波数帯を使用することへの関心を表明したこと。

e)　考慮事項c)で言及した国によって表明された必要性に対応するために、WRC-2000は第5.537A号及び第5.543A号を採択し、これらの規定はWRC-03、更に再度WRC-07において改正され、一部の第三地域及び第一地域の国々に対して有害な干渉を生じさせず保護を求めないことを条件として、27.9-28.2GHzの周波数帯及び31-31.3GHzの周波数帯において、固定業務でのHAPSの使用が許可されたこと。

f)　27.9-28.2GHzの周波数帯及び31-31.3GHzの周波数帯は、幾つかの様々な異なる業務及び固定業務における幾つかの他の種類のアプリケーションに既に多用されているか又は使用される計画であること。

g)　HAPSを配置する決定は国ごとに行われるが、そのような配置は隣接する主管庁、特に小さい国々に影響を与えるおそれがあること。

h)　31.3-31.8GHzの周波数帯は電波天文、地球探査衛星（受動）及び宇宙研究（受動）業務に分配され、WRC-03は衛星受動業務及び電波天文局を保護する信号レベルを定めるために第5.543A号を改正したこと。

i)　ITU-Rは、27.9-28.2GHzの周波数帯及び31-31.3GHzの周波数帯における固定業務のHAPSを使用するシステムと固定業務の他の種類のシステムとの間の共用を取り扱う研究を行い、ITU-R勧告F.1609をもたらすことになったこと。

j)　幾つかのITU-R研究の結果により、27.9-28.2GHzの周波数帯及び31-31.3GHzの周波数帯におけるHAPSを使用する固定業務のシステムと他の固定業務の従来型システムとの間の同一地域における共用は適当な混信緩和技術の開発と導入を必要とすることが示されていること。

k)　ITU-Rは31.3-31.8GHzの周波数帯におけるHAPSを使用するシステムと受動業務との間の両立性を取り扱う研究を行い、ITU-R勧告F.1570及びITU-R勧告F.1612をもたらすこととなったこと。

l)　ITU-Rは、27.9-28.2GHzの周波数帯においてHAPSを使用する固定業務システムからGSO FSSシステムへの干渉評価のための方法を含んでいるITU-R勧告SF.1601を制定したこと。

m)　HAPSの技術上の問題は、27.9-28.2GHzの周波数帯における固定業務及び他の一次業務を保護する適当な措置を決定するために、引き続き研究されること。

以下を決議し、

1　第4.23号の規定にもかかわらず、第二地域においては27.9-28.2GHzの周波数帯及び31-31.3GHzの周波数帯内の固定業務に対する分配におけるHAPSの使用は、第５条の周波数分配表の規定に基づいて運用する他の局の業務に対して有害な混信を生じてはならず、また、それらの局からの保護を要求することができないこととされ、そして更に、そのような他の業務の開発はこの決議の規定に基づいて運用するHAPSによって制約されることなく続行すること。

2　上記決議事項１の規定に基づいて、27.9-28.2GHzの周波数帯における固定業務に対する分配のHAPSによるいかなる使用もHAPSから地上への方向の運用に限ること、また、31-31.3GHzの周波数帯における固定業務に対する分配のHAPSによるいかなる使用も地上からHAPSへの方向の運用に限ること。

3　上記決議事項１の規定に基づき、31-31.3GHzの周波数帯においてHAPSを使用するシステムは、RAシリーズの関連するITU-R勧告に定める保護基準を考慮し、31.3-31.8GHzの周波数帯において一次的基礎で分配されている電波天文業務に対して有害な混信を生じさせないものとすること。衛星受動業務の保護を確保するためには、31.3-31.8GHzの周波数帯におけるHAPSの地上局のアンテナへの不要電力密度レベルは、晴天時で-106dB（W/MHz）までに制限され、降雨減衰を考慮に入れると雨天時で、受動衛星業務に対する実効的な影響が上記に定める晴天時の影響を超えないことを条件として、